

佐賀県 I C T活用教育推進協議会規約

佐賀県教育委員会

(目的)

第1条 佐賀県教育委員会及び市町教育委員会が、相互に連携・協力し、I C Tの活用による教育の情報化を推進するため、佐賀県 I C T活用教育推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設立する。

(事業)

第2条 推進協議会の事業は、次のとおりとする。

- (1) I C T活用による教育推進のための情報交換と施策連携に関する事業
- (2) その他推進協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第3条 推進協議会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、佐賀県教育長をもって充てる。
- 3 副会長は、佐賀県市町教育長会連合会会長をもって充てる。
- 4 会員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 その他、上記以外に会長が必要と認めた者をもって会員に充てることができる。

(会長、副会長及び会員の任期)

第4条 会長、副会長及び会員の任期は、1事業年度とする。ただし、再任を妨げない。

(会長、副会長の職務)

第5条 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会員を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、これを主催する。

- 2 会長は、必要に応じて、会員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(推進チーム)

第7条 推進協議会に推進チームを置き、第2条に掲げる事業について協議・連携を行う。

- 2 推進チームの構成員は、会長が指名する者とする。
- 3 推進チームは、協議・連携した内容について推進協議会へ報告する。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務を処理するため、県教育委員会に事務局を置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年7月20日から施行する。

附 則 (令和3年10月28日)

佐賀県 I C T活用教育推進協議会の名称を I C T活用教育推進協議会と改め、令和3年10月28日から施行する。